

○政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程

(平成 15 年 10 月 1 日平成 15 年規程第 14 号)

**改正** 平成 25 年 12 月 10 日平成 25 年規程第 50 号 平成 26 年 2 月 17 日平成 26 年規程第 3 号  
平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規程第 19 号 平成 30 年 3 月 29 日平成 30 年規程第 11 号  
平成 31 年 1 月 21 日平成 31 年規程第 1 号 令和 2 年 3 月 27 日令和 2 年規程第 20 号  
令和 2 年 12 月 16 日令和 2 年規程第 35 号 令和 6 年 3 月 25 日令和 6 年規程第 16 号  
令和 7 年 3 月 27 日令和 7 年規程第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「改正協定」という。)その他の国際約束を実施するため、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)の締結する契約のうち、国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、会計規程(平成 15 年規程第 13 号)及び調達契約及び前渡資金の取扱事務細則(平成 15 年細則第 17 号。以下「調達契約事務細則」という。)の特例を設けると共に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品等 動産(現金及び有価証券を除く。)及び著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 10 号の 2 に規定するプログラムをいう。
- (2) 特定役務 改正協定の付属書 I 日本国の付表 5 に掲げるサービス及び同附属書 I 日本国の付表 6 に掲げる建設サービス(以下「建設工事」という。)に係る役務をいう。
- (3) 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約(当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 2 条第 2 項に規定する特定事業(建設工事を除く。)にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 57 号)による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。)をいう。
- (4) 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の上記の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規程は、機構の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格(物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが 12 か月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが 12 か月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、1 か月当たりの予定賃借料又は 1 か月当たりの特定役務の予定価格に 48 を乗じて得た額とする。)が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの(以下「特定調達契約」という。)に関する事務について適用する。ただし、

有償で譲渡(加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。)をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡(加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。)をするために直接に必要な特定役務(当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。)又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約、国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠の調達又は公共の安全と秩序の維持に密接に関連する調達で当該契約に係る行為を秘密にすることが求められている調達契約に関する事務については、この限りでない。

- (1) 物品等の調達契約 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号。以下「国の特例政令」という。)第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
  - (2) 特定役務のうち建設工事の調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣の定める額
  - (3) 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
  - (4) 特定役務のうち前二号以外の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- 2 前項に規定する予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達すべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達すべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

(参加のための条件)

第4条 契約担当者は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができる。ただし、関連する過去の経験を自国の領域に限って取得していることを条件として課してはならない。

(競争参加者の資格に関する審査等)

第5条 契約担当者は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、調達契約事務細則第15条の規定により競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、一般競争又は指名競争に参加しようとする者の審査については、随時にしなければならない。

2 契約担当者は、供給者登録制度(関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求するもので、前項の競争に参加する者に必要な資格を含む。)を維持する場合には、供給者がいつでも登録を申請することができるよう配慮するものとする。この場合において、契約担当者は、関心を有する供給者に対し、登録が許可されたかどうかを合理的に短い期間内に通知しなければならない。

3 契約担当者は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、第1項の競争に参加する者に必要な資格について機構のホームページにより公示しなければならない。

(一般競争の公告)

第6条 契約担当者は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前(一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入

札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで)に官報により公告をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。

(1) 特定調達契約に係る次に掲げる事項について、特定調達契約につきこの項の規定による公告(以下「一般競争公告」という。)を行う日の前日から起算して1年前の日から40日前の日までの間に官報によりあらかじめ公示している場合 10日

ア 調達の内容

イ 入札期日として予定する日付

ウ 調達に関心を有する者は、契約を担当する職員に対して当該調達に係る入札に参加しようとする意思がある旨の表明をすべきこと。

エ 第12条に規定する入札説明書を交付する場所

オ 次条各号に掲げる事項(この号の規定による公示の際に示すことができないものを除く。)

(2) 特定調達契約の締結までに急を要する場合 10日

(3) 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合 40日から、5日にその該当する場合の数を乗じて得た日数を減じた日数

ア 一般競争公告を官報の発行に関する法律(令和5年法律第85号)第5条の規定により発行される官報により行う場合

イ 第12条に規定する入札説明書の交付(一般競争公告を行った日から行われる交付に限る。)を電子情報処理組織を使用して行う場合

ウ 入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合

(4) 特定調達契約により調達される物品等又は特定役務が、政府以外の者により通常行われる取引(物品等の取引にあつては、売買取引に限る。)の対象となる物品等又は特定役務(当該取引の際にそれらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。)である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数

ア 前号ア及びイに掲げる場合に該当する場合(本号イに掲げる場合を除く。) 13日

イ 前号アからウまでに掲げる場合の全てに該当する場合 10日

2 契約担当者は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を下回る短縮はできないものとする。

(一般競争公告をする事項)

第7条 前条の規定による公告は次に掲げる事項についてするものとする。

(1) 一般競争入札に付する事項

(2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(3) 契約条項を示す場所

(4) 競争執行の場所及び日時

(5) 入札保証金に関する事項

(6) 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の一般競争公告の

予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の一般競争公告の日付

- (7) 第2号の競争に参加する者に必要な資格の申請の時期及び場所
  - (8) 第12条に規定する文書の交付に関する事項
  - (9) 落札者の決定の方法
  - (10) 契約の手續において使用する言語及び通貨
  - (11) その他必要な事項
- 2 契約担当者は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。
- 3 契約担当者は、第1項の規定による公告においては、同項の定めるところによるほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、掲載するものとする。
- (1) 契約担当者の氏名及びその所属する部課の名称
  - (2) 調達する物品等又は特定役務の名称及び数量
  - (3) 入札期日又は第1項第2号の競争に参加する者に必要な資格の申請の時期  
(指名競争の公示等)

第8条 第6条第1項の規定及び前条の規定は、契約担当者が特定調達契約につき指名競争に付そうとする場合について準用する。この場合において、第6条の見出し中「一般競争の公告」とあるのは「指名競争の公示」と、同条第1項中「公告しなければならない」とあるのは「公示しなければならない」と、同項第1号中「公告(以下「一般競争公告」という。)」とあるのは「公示(以下「指名競争公示」という。)」と、同項第3号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、前条の見出し及び同条中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、「公告」とあるのは「公示」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、競争に参加する者を指名する場合の基準に基づき指名されるために必要な要件についてもするものとする。
- 3 前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項を第1項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。
- 4 前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。
  - (1) 一連の調達契約にあっては、前条第1項第6号に掲げる事項
  - (2) 契約の手續において使用する言語  
(公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い)

第9条 契約担当者は、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において一般競争公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第1項の規定による指名競争公示をした後、当該一般競争公告又は指名競争公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から資格審査の申請があったときは、すみやかに、その者が一般競争参加資格又は指名競争参加資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

- 2 契約担当者は、特定調達契約にかかる指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、指名競争参加資格を有すると認められた者のうちから指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その者に対し、前条第3項及び第4項に掲げる事項を通知しなければならない。
- 3 契約担当者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第1項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の日時まで、一般競争の場合にあつては第7条第1項第2号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあつては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。
- 4 契約担当者は、第1項の資格審査の申請があつた場合において、開札の日時まで同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

(郵便等による入札)

第10条 契約担当者は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

(技術仕様)

第11条 契約担当者は、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次に掲げることを確保しなければならない。

- (1) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
  - (2) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。
- 2 契約担当者は、調達の実施に関する環境上の条件(前項の技術仕様に係るものを含む。)を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限るものとする。

(入札説明書の交付)

第12条 契約担当者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

- (1) 第7条又は第8条第2項の規定により公告又は公示をするものとされている事項(ただし、第7条第1項第8号に掲げる事項を除く。)
- (2) 調達する物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- (3) 開札に立ち会う者に関する事項
- (4) 契約担当者の氏名並びにその所属する部課の名称及び所在地
- (5) 契約の手続において使用する言語
- (6) 契約の手続において電子的情報処理組織を用いる場合には、当該電子的情報処理組織に関する事項

(7) その他必要な事項

(複数落札入札制度による物品等又は特定役務の調達)

第13条 契約担当者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとする場合において、その需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内でこれらの競争に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とする(以下「複数落札入札制度」という。)ができる。ただし、競争に参加した者が5人に満たない場合は、当該一般競争入札又は指名競争入札を取り消すことができる。

2 前項の場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して需要数量を超えるときは、その超える数量については、落札がなかったものとする。

3 第1項の場合において、同価の入札をした者が2人以上あるときの落札者の決定については、入札数量の多い者を先順位の落札者とするものとし、入札数量が同一であるときは、くじで先順位の落札者を定めるものとする。

4 第1項の場合において、落札者のうち契約を結ばない者があるときは、その者の落札していた数量の範囲内で、まず最後の順位の落札者について第2項の規定により落札がなかったものとされた数量の落札があったものとし、次に前項の規定により落札者とならなかった者についてその者の入札数量の落札があったものとする。この場合において、第2項の規定により落札者とならなかった者が2人以上あるときの順位の決定及び最後の順位に当たる者の入札数量の扱いについては、前項の規定を準用する。

5 第1項の場合において、落札数量が需要数量に達しないとき又は落札者のうち契約を結ばない者があるときは、その需要数量に達するまで最低落札単価の制限内で随意契約によることができる。ただし、契約保証金及び履行期限又は期間を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更してはならない。

6 第1項の複数落札入札制度を行う場合、第7条の規定により公告をしなければならない事項又は第8条の規定により公示及び通知をしなければならない事項のほか、次に掲げる事項について、公告又は公示及び通知をしなければならない。

(1) 第1項の複数落札入札制度による入札の方法による旨

(2) 入札数量の一部について落札がなかったものとする旨がある旨

(3) 第1項ただし書の規定により当該入札を取り消す旨がある旨

(4) 端数の入札を制限する場合にはその旨

(落札)

第14条 契約担当者は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した者が参加のための条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができること及び当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて、当該入札書を提出した者に確認を求めることができる。

(随意契約によることができる場合)

第15条 特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。

- (1) 一般競争若しくは指名競争に応ずる入札がない場合又は行われた入札がなれ合いによる場合若しくは入札に関する条件に合致していないものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。
- (2) 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するものの調達又は特許権等の排他的権利により保護される物品等若しくは特定役務の調達(その他技術的な理由により競争が存在しない物品等若しくは特定役務の調達を含む。)をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
- (3) 既に調達した物品等又は特定役務(以下この号において「既調達物品等」という。)の交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等又は特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達したならば既調達物品等の使用等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (4) 機構の調査、研究、委託開発又は独自の開発により初めて開発された試作品等(特定役務を含む。)の調達をするとき。
- (5) 既に契約を締結した建設工事(以下この号において「既契約工事」という。)についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事(以下この号において「追加工事」という。)で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額(この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額(当該追加工事が2以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額)を加えた額とする。)が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (6) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事(以下この号において「既契約工事」という。)に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事(以下この号において「同種工事」という。)の調達をする場合又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第4条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第6条の公告又は第8条の公示においてこの号の規定により同種公示の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。
- (7) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- (8) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等又は特定役務の調達をするとき。
- (9) 慈善のため設立した救済施設から直接に物品等又は特定役務の調達をするとき(物件の買入れ又は借入れの場合にあつては、当該物件を救済施設が生産する場合に限る。)(落札者の決定に関する通知等)

第16条 契約担当者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知

するものとする。この場合において落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由)を当該請求を行った入札者に通知するものとする。

2 契約担当者は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
  - (2) 契約担当者の氏名並びにその所属する部課の名称及び所在地
  - (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
  - (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
  - (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
  - (6) 契約の相手方を決定した手続
  - (7) 一般競争又は指名競争によることとした場合には、第6条の規定による公告又は第8条の規定による公示を行った日
  - (8) 随意契約による場合にはその理由
  - (9) その他必要な事項
- (一般競争又は指名競争に関する記録)

第17条 契約担当者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において落札者を決定したときは、次の各号に掲げる事項について、記録(契約の手続において電子的情報処理組織を用いた場合には、その電磁的記録を含む。)を作成し、落札の日から少なくとも3年間保管するものとする。

- (1) 入札者及び開札に立ち合った者の氏名
  - (2) 入札者の入札金額
  - (3) 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定理由
  - (4) 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
  - (5) 第9条第4項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項
  - (6) その他必要な事項
- (随意契約に関する記録)

第18条 契約担当者は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、契約を締結した日から少なくとも3年間保管するものとする。

(落札情報等の公表)

第19条 契約担当者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、前二条に規定する記録の内必要な事項について閲覧の方法により公表するものとする。

(苦情の処理)

第20条 契約担当者は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情、その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指定するものとする。

(特定調達契約に関する統計)

第 21 条 契約担当者は、国の依頼に基づき特定調達契約に関する統計を作成し送付するものとする。

(その他)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、特定調達契約に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 10 日平成 25 年規程第 50 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 16 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で、この規程の施行の日以降に締結されるものに関する事務については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 2 月 17 日平成 26 年規程第 3 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 16 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で、この規程の施行の日以降に締結されるものに関する事務については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規程第 19 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日平成 30 年規程第 11 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 1 月 21 日平成 31 年規程第 1 号)

(施行期日)

1 この規程は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日(平成 31 年 2 月 1 日)から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で、この規程の施行の日以降に締結されるものに関する事務については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日令和 2 年規程第 20 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 12 月 16 日令和 2 年規程第 35 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が効力を生ずる日(令和3年1月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の前日において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で、この規程の施行の日以降に締結されるものに関する事務については、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月25日令和6年規程第16号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日令和7年規程第16号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、この規程の施行の前日において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、なお従前の例による。